



令和2年4月23日
十日町市長 関口 芳史
(産業観光部産業政策課)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための休業・時短事業者等 に対する協力金の支給について

令和2年4月21日に新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置として、新潟県が施設の休業等の協力要請を行い、要請に応じた事業者に対して協力金10万円を支給することを発表しました。

十日町市では、県の協力要請に応じた事業者等への支援として、以下のとおり協力金を支給します。

1 対象者、支給額

- (1) 県の協力要請に応じ、施設の休業や営業時間の短縮を行い、県の協力金10万円の支給を受けた事業者

市の上乗せ支給額：10万円

【要請業種の例】

施設の休止：

バーやカラオケボックス等の遊興施設、パチンコやゲームセンター等の遊戯施設、学習塾、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)など

営業時間の短縮：飲食店、料理店、喫茶店などの食事提供施設

※詳細は新潟県のHPでご確認いただけます。

- (2) 県の協力要請の対象外であるが、要請内容と同じ条件で、施設の休業を自ら行ったホテル又は旅館の事業者

市の支給額：20万円

2 休業等対象期間

新潟県の休業等要請期間と同様

(令和2年4月24日(金)から5月6日(水)まで)

3 申込先

十日町市産業観光部産業政策課

4 申請手続き等

申請手続き、支給方法等は後日お知らせします。

■お問合せ先

十日町市産業観光部産業政策課 商工振興係
担当：村山 等 ☎025-757-3139 (直通)